

公益財団法人全日本柔道連盟 理事会規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）の理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(理事会の種類)

第2条 理事会は、定例理事会と臨時理事会とする。

2. 定例理事会は、年3回定期に開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事（以下「会長」という。）が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第197条において準用する第101条により、監事から招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

(理事会の構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(招集者)

第4条 理事会は会長が招集する。ただし、第2条第3項第3号により理事が招集する場合および同条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2. 理事会は、第2条第3項第2号または同条第3項第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
3. 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した理事が理事会を招集することができる。また、理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第5条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事および各監事に対して通知しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2. 前項にかかわらず、会長が欠席した場合は、会長があらかじめ指名した理事が議長を務

める。また。理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(理事会の決議方法)

第7条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第8条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

2. 前項の電磁的記録とは、一般社団・財団法人法施行規則第89条に定めるものとする。

(報告の省略)

第9条 理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第17条第1項の規定による報告には適用しない。

(監事の出席)

第10条 監事は、理事会に出席し、必要な場合には意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第11条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第12条 理事会の議事については、法令で定めるところにより書面をもって末尾に記載された事項を内容とする議事録を作成し、出席した会長および監事は、これに記名押印しなければならない。ただし、会長が理事会を欠席した場合には、出席した理事および監事が議事録に記名押印する。

(議事録の配布)

第13条 議長は、欠席した理事および監事に対して、議事録の写しおよび資料を配布して、議事の経過およびその結果を遅滞なく報告するものとする。

(権限)

第14条 理事会は、本連盟の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに会長・副会長・専務理事の選定および解職を行う。

(決議事項)

第15条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 本連盟の業務執行の決定
- (2) 会長・副会長・専務理事の選任・解任
- (3) 評議員会の日時および場所ならびに議事に付すべき事項の決定
- (4) 重要な財産の処分および譲受
- (5) 多額の借入
- (6) 重要な使用人の選任・解任
- (7) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更および廃止
- (8) 内部管理体制の整備
- (9) 一般社団・財団法人法第197条において準用する同法第84条に規定する理事の取引の承認
- (10) 事業計画書および収支予算書の承認
- (11) 事業報告および計算書類等の承認
- (12) その他法令に定める事項
- (13) その他重要な業務執行に関する事項

(理事の取引の承認)

第16条 理事が一般社団・財団法人法第197条において準用する同法第84条に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要事項

2. 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(報告事項)

第17条 会長は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2. 監事は、理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。
3. 理事が第15条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(改廃)

第18条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則

1. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
2. この規則は、平成26年6月16日から名称を改正して施行する。

理事会議事録記載事項

- 1 開催された日時および場所
- 2 次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - (1) 一般社団・財団法人法第 197 条において準用する第 93 条第 2 項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの
 - (2) 一般社団・財団法人法第 197 条において準用する第 93 条第 3 項の規定により理事が招集したもの
 - (3) 一般社団・財団法人法第 197 条において準用する第 101 条第 2 項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの
 - (4) 一般社団・財団法人法第 197 条において準用する第 101 条第 3 項の規定により監事が招集したもの
- 3 議事の経過の要領およびその結果
- 4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- 5 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見または発言があるときは、その意見または発言の内容の概要
 - (1) 一般社団・財団法人法第 197 条において準用する第 92 条第 2 項
 - (2) 一般社団・財団法人法第 197 条において準用する第 100 条
 - (3) 一般社団・財団法人法第 197 条において準用する第 101 条第 1 項
- 6 理事会に出席した理事および監事の氏名
- 7 議長の氏名
- 8 一般社団・財団法人法第 197 条において準用する第 96 条の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合については、次に定める事項
 - (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) (1)の事項の提案をした理事の氏名
 - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録作成に係る職務を行った理事の氏名
- 9 一般社団・財団法人法第 197 条において準用する第 98 条第 1 項の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合については、次に掲げる事項
 - (1) 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

- (2) 理事会への報告を要しないものとされた日
- (3) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名